

## 福島県地域公共交通計画（素案）に関する県民意見の募集要領

### 1 募集の趣旨

県では、県民の通勤・通学・通院・買物など日常生活の足である地域公共交通の確保・維持に向けて各種施策を実施しているところですが、人口減少の進行や広域道路網の整備促進、自家用自動車の普及に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動変容など、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化しており、利用者が減少しています。

今般、本県の地域公共交通の状況を適切に把握し、引き続き地域公共交通を確保・維持するための基本的な方針、目標及び取組の方向性等を示すため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に基づき、「福島県地域公共交通計画」を策定することとしました。

計画の策定に当たりましては、県民の皆様から広く御意見をいただくため、県民意見公募（パブリック・コメント）を実施いたします。

### 2 募集期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで（必着）

※郵送の場合には、令和6年2月29日（木）消印有効。

### 3 応募資格

- (1) 福島県内に在住、または通勤、通学している個人及び福島県内に事業所・事務所を有する団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている方

### 4 資料の入手方法

福島県生活環境部生活交通課のホームページからダウンロードをしていただくか、次の(1)～(3)の各窓口で入手することができます。

- (1) 福島県生活環境部生活交通課（県庁西庁舎10階）
- (2) 県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- (3) 福島県各地方振興局（県北地方振興局を除く）の県政情報コーナー

なお、郵送により資料を請求される場合は、390円切手を貼った返信用封筒（角2型）を同封し、下記「6 意見の提出先及び問い合わせ先」までお送りください。

## 5 意見の提出方法

「県民意見提出書」の様式により、住所、氏名及び電話番号を記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※県民意見提出書の様式は、福島県生活環境部生活交通課のホームページからダウンロードできます。

## 6 意見の提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県生活環境部生活交通課

電話番号 024-521-7177

FAX番号 024-521-7887

電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

※電子メールの場合は、件名を「福島県地域公共交通計画（素案）に関する意見」としてください。

## 7 提出いただいた御意見の取扱い

- (1) 御意見は、福島県地域公共交通計画の策定に当たっての参考にさせていただきます。
- (2) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の住所、氏名及び電話番号を除き、御意見の概要等が開示される場合があります。また、提出いただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、御意見に対する県の考え方とあわせて、県のホームページで公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (4) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けませんので、御注意願います。
- (5) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御承知おきください。